

第3回農林水産省政策評価会議事録

開催日時：平成18年5月26日（金）午後1時00分～3時30分

開催場所：農林水産省第2特別会議室

出席者：(委員)今村委員(座長)、合瀬委員、立花委員、田中委員、永石委員、長谷川委員

(当省)政策評価審議官、企画評価課長、消費・安全局消費・安全政策課長、経営局経営政策課長、林野庁企画課長ほか

1. 開会

今村座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから農林水産省政策評価会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席いただきまして、ありがとうございます。

合瀬委員は出席される予定ですが、ちょっと遅れております。定刻になりましたので、始めさせていただきます。また、工藤委員は本日ご欠席ということでございますので、5人の委員でよろしくお願いいたします。

本日は、平成17年度政策の実績評価結果及び政策手段別評価結果並びに総合評価「森林整備目標の進捗状況の検証」について皆様のご意見をいただきたいと思っております。実績評価及び政策手段別評価につきましては、本日、消費・安全局、経営局、林野庁についてご意見をいただき、他の局庁につきましては次回の政策評価会にてご意見をいただくこととしております。

本日の進め方といたしましては、前半に消費・安全局と経営局の実績評価結果案及び政策手段別評価結果案についてご検討いただき、その後休憩を挟みまして、後半に林野庁の実績評価結果案及び政策手段別評価結果案並びに総合評価「森林整備目標の進捗状況の検証」について一括してご検討いただきたいと思っております。

なお、本日の会議は15時半ごろまでを予定しておりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

2. 議事

今村座長 今、合瀬委員がおいでになり全員そろいましたので、議事に移りたいと思います。資料は、委員の皆様には事前に送付されておりますが、まず、企画評価課より総括的な事項について簡潔に説明していただきたいと思います。

平形調査官、よろしく願いいたします。

平形調査官 企画評価課でございます。座って説明させていただきます。

本日配付しております資料ですが、議事次第、配付資料一覧ということで資料1、2、3と書いてありますが、その下にクリップで留めた厚い冊子が2つほどあると思います。そのうちの資料1「主要政策分野の政策評価結果(案)」の中に資料1から3までが入っております。本日、この資料1から3についてご意見をいただきたいと思っております。

別のクリップで参考ということで「その他の政策分野の評価結果(案)」というのがございますが、これについては、本日はご意見をいただかないことにしております。

まず、政策評価全体の形をちょっとおさらいさせていただきたいのですが、資料1を1枚めくっていただきますと、資料1 - で横表になっております。「農林水産省の政策評価の方式」と書いてありますが、農林水産省では、1つは一定のまとまりのある政策分野ごとに目標を立てて、毎年その目標を測定する実績評価と、そのうち個々の予算事業を取り出して行う政策手段別評価というものを実施しております。また、このほかに、一番下に書いてありますが、分野を横断するものや、あるいはさまざまな角度から掘り下げて検討を行うものとして総合評価を実施しております。

1枚めくっていただきたいと思っております。本日は、座長からもご紹介がございましたが、この全体の中で、上から2つ目の消費・安全局、4つ目の経営局、6つ目の林野庁、この3局庁に関連する部分についてご意見をいただきたいと考えております。評価会、何分にも2時間半と時間的な制約がある中で、各委員からご意見をいただく分野を重点化して実施するため、本日ご意見をいただく部分は、黒枠で囲った部分でございます。まず、実績評価については「食の安全及び消費者の信頼の確保」ということで、分野の評価として結果を報告させていただきます。その中の一事業といたしまして、食品等の表示・規格部分について手段別評価を行っておりますので、これについても紹介させていただきます。

以下同じように、「意欲と能力のある担い手の育成・確保」という分野、その中の一手段であります「担い手農地情報活用集積促進事業」、また、林野庁の「林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の促進」については林業の生産流通総合対策事業、このように紹介をさせていただきたいと考えております。

では、総括的な説明は以上にいたしますけれども、実は表に赤が入った訂正のものがございます。先週5月19日に送付させていただいたものからの修正でございます。主に表現の適正化、誤字等の修正を行っておりますのでご参照いただければと考えております。

以上でございます。

今村座長 ありがとうございます。

それでは、前半の政策評価結果案について、消費・安全局、山田消費・安全政策課長、続いて経営局、柄澤経営政策課長より説明をお願いいたします。

まず、山田課長からお願いします。

山田消費・安全政策課長 皆様、こんにちは。消費・安全局でございます。

私どもの評価結果の案は1ページから始まっております。分野としては「食の安全及び消費者の信頼の確保」ということであります。何を目指してやっているのかと申しますと、当然のことながら、「食」すなわち食べる人としての消費者の視点を大切にして、国民の健康を守ることが最重要であるという考え方のもと、食の安全及び安定供給というものを確保し、消費者が「食」に対する信頼感を持てることを目指してやっているわけでございます。

この分野の中には5つ柱がありまして、特に有害汚染物質による健康リスクを現場で管理することにより健康に影響がないレベルに抑制するというもの、それから、いわゆる家畜衛生に関すること、次は植物防疫に関すること、さらには、環境的な側面から、遺伝子組換え農作物が環境に影響を及ぼさないようにすること、それから、それとはちょっと違いますけれども、5番目の柱としては、消費者の信頼確保のために食品表示の適正化を推進するというところでございます。

15ページをご覧いただきたいと思います。まず最初に、食品安全にかかわるものとして、有害化学物質の摂取許容量を超えないレベルに抑制するということについての有効性です。なぜこのようなことをしなければいけないのかということですが、国民の健康に影響を及ぼすおそれのある危害要因について、実態を把握した上で、その結果に基づき適切なリスク管理措置を講じて、国民の健康への影響を未然に防止するというところでございます。

この評価をするためには、一定量のデータを持ちまして、農作物などは濃度の変動が非常に激しいわけですがけれども、変動幅を統計的に判断できるだけのデータがあること、それから趨勢を見るのに十分なデータの蓄積があることが必要です。ということを考えますと、今の時点で評価できるのはカドミウムであるということです。前の方に書いてありま

すように、食品からのカドミウムの推定摂取量は、科学的な評価に基づいて設定された摂取許容量、これは一生涯ずっと食べ続けても健康に悪影響が出ない量ですけれども、その約6割であったということから、目標は達成されたと考えられます。

経年的に見ますと、減少傾向を示しておりますので、吸収抑制対策が効いているということを示していると思っております。今後は、さらにリスクを低減する技術の確立に努めていくとともに、カドミウム以外の物質についてもデータを蓄積し、そしてリスク管理をすることによってどのように安全が確保できたかということを見るということにいたしております。

16ページは動物衛生の部分です。動物衛生については、病気の発生があっても、まん延防止措置がきちんと適切にできていることが目標となっております。鳥インフルエンザとか、コイヘルペスとか、去年からヨーネ病を申し上げておりますが、発生はあったものの、適切に侵入防止やまん延防止が行われたので、これはほぼ目標が達成されていると言っていいかと思えます。

今後は、ヨーネ病、減ってきてはいますが、400件を超える発生があるので、清浄化のための取り組みをきちんとする、それから侵入を防ぐような措置をとること、とりわけ鳥インフルエンザについては人に感染するかもしれないということもありますので、迅速かつ円滑な防疫措置の推進をする必要があると考えております。

植物防疫につきましても、同じようにまん延防止措置がきちんとできていることが目標になっております。ただ、いろいろと問題がありまして、例えば耐性があるような病原菌が出てきたりとか、新規のものがあるということもあります。ただ、一応きちんと処置をしたことによって、とりわけ法令に基づくまん延防止措置を講ずる必要がなかったもので、現状としては目標は達成していると言えると思えます。今後は、さらに防疫措置を強化していくとともに、先ほど申し上げたような防除が困難な病害虫や新規の病害虫についても早急に防除技術を確立する必要があります。さらに、総合的な病害虫の対策、IPMと申しておりますが、それをどのように生産現場に普及させるかをはっきりさせて、民間と一緒にやっていくということが必要となっております。

遺伝子組換え農作物の環境的な影響についても、カルタヘナ法に基づく緊急措置を発動しない状態を維持するという目標になっておりまして、現在のところ「緊急措置を発動する必要」という事態には至っておりません。それで政策を講じたといえるのかどうかはともかく、目標は達成されております。今後もリスク管理の適切な実施により、緊急措置を

発動する必要がないような状況を維持することが重要であると考えております。

次に食品表示ですけれども、これは手段別の方にありますので、そこでまとめてご紹介いたします。

この5本の柱の総合的な所見19ページにあります。この政策分野につきましては、各目標値とも、ただし表示の方はまだ出しておりませんが、それ以外につきましては目標を達成したか、またはほぼ目標を達成したものと考えられますので、今後とも科学に基づいた行政をさらに推進して、農水省がより真剣に「食の安全及び消費者の信頼の確保」に努めていく必要があると考えております。

続きまして、手段の方ですが、41ページをご覧ください。消費者の皆さんのために食品表示をやっているわけですが、手段の内容としては、JAS法という法律に基づき、消費者の立場に立ったわかりやすい食品表示の実現、それが正しく行われているかどうかの監視・指導、新たなニーズに応じてJAS規格を制定するということが含まれております。

近年制定された生産情報公表JASや、有機畜産物のJASというものがありますが、そういう新しくできたものを普及啓発して、JAS制度の円滑な実施を図ったり、加工食品に生産情報公表JASを広げていくことに関して、実際の状態を把握すること、それから遵守状況の確実な改善を図ることが目標となっております。

42ページの具体的な成果をご覧ください。残念ながら、遵守につきましては17年度は現在集計中であります。あと数週間できると思うのですが、平成15年から16年度には2割以上の減少が見られ、これは目標を達成しているわけです。サンプリングの仕方が同じところではなく順繰りに、年ごとに違うところをサンプリングしておりますので、17年度に上がるか下がるかはちょっと予測できませんが、少なくとも16年度と同じような程度になるであろうと考えております。

もう1つ、17年度には新しいJAS規格として、生産情報農産物や有機畜産物のJAS規格を制定し、有機農産物やその加工品のJAS規格の改正を行っております。

これでほとんど有効性はいつてしまったと思いますので、43ページの効率性です。監視指導を国が行うだけでなく、表示制度の普及啓発や、理解促進も不可欠です。こういうことができるということで選ばれた民間団体にパンフレットの作成やセミナーの開催などを委託して、より効率的な取り組みが行われているものと考えております。

さらに、JASの規格や新制度の普及啓発についても同様に民間団体に委託して行うこ

とが効率的であると考えております。

改善についてですけれども、表示というのは、そもそも消費者の皆様の関心が高いものですが、それ以外に生産情報や流通についての関心も高くなっておりますので、JAS規格についてもこうした方向性に沿っていくことが必要であると考えております。表示の不正は、率は下がってきている傾向にありますが、依然として不正な表示が発生しております。そういう監視のための事業も引き続き効率的かつ効果的にやっていく必要があると考えております。

簡単でございますけれども、以上でございます。

今村座長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして柄澤経営政策課長、お願いします。

柄澤経営政策課長 経営局関係についてご説明申し上げます。

47ページをご覧ください。政策分野の「意欲と能力のある担い手の育成・確保」でございます。左側の欄にありますように「効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担うような強靱な農業構造を確立する」ことを目指すべき姿とし、このための政策目標として3つの柱を立てております。

目標の は「担い手の育成・確保」ということで、認定農業者になるための農業経営改善計画の認定数を指標にしております。

目標の は家族農業経営、法人を含む「担い手への農地利用集積の促進」ということで、利用集積の農地面積を指標にしております。

目標の は「人材の育成・確保」ということで、39歳以下の新規就農青年数の毎年の確保者数、指標にしております。

今申し上げた3つの目標、指標の17年度の実績については55ページ以降にありますので、ご覧ください。

55ページが目標の「担い手の育成・確保」の実績でございます。17年度は、農業経営改善計画の認定数、24万4,000経営体という目標に対して、17年度までの実績値として24万6,000経営体ということでございます。単年で見ただけの場合に、1万6,000経営体の増という目標に対しまして1万8,000経営体の増ということになっておりますので、達成状況は112.5%、達成ランクAということでございます。

政策手段の有効性については、その下の欄に分析しておりますが、112.5%の達成率ということですので、政策手段全体として有効であると判断されると思います。主な要因と

しては、政策手段の有効性の ① にありますように、今国会で経営安定対策の法案を審議していただいているところですが、昨年来、本対策の導入も踏まえまして、行政、団体あげ担い手の育成・確保運動を全国で行ってきたということがかなり大きく作用しているのではないかと考えられます。

また、 ② にありますように、経営局の施策に限らず、他局の施策も含めまして、できるだけ担い手に支援を集中化・重点化させて行こうとしており、そのことも作用しているのではないかと考えられます。

更に、 ③ としまして、各方面で指摘されてきました認定農業者制度の運用改善につきましても、随時徹底を図ってきたことも作用していると言えるのではないかと考えております。

他方、「しかしながら」以降にありますように、まだまだ潜在的には認定農業者になり得る主業農家の方もたくさんいらっしゃいますので、一層担い手の積み上げ運動をやっていかなければいけないこと、あるいは経営安定対策でも担い手として位置づけている集落営農の組織化、法人化につきまして更に進めていかなければいけないこと、それから、何よりも認定農業者制度の本来の目的である計画目標を達成して、効率的かつ安定的な経営に発展していただくことが重要ではないかと認識しているところであり、このためにさらに一層取り組みを進める必要があるということでございます。

続きまして、56ページが目標 ④ の「担い手への農地利用集積の促進」でございます。17年度の目標値としては、通算233万1,000haまで集積を伸ばすということでしたが、17年度までの実績として見た場合に231万5,000ha（推計値）となっており、単年度で見ますと、年間4万2,000haの増加目標に対しまして2万6,000ha（推計値）しかありませんので、これは大変残念ながら、達成状況としては61.9%、達成ランクBということでございます。

この要因につきましては、56ページの政策手段の有効性のところで分析しておりますが、2つ目のポツにありますように、担い手を取り巻く農産物価格、農業所得を不安定にさせるような経営環境の問題、あるいは農地の転用期待を背景とする資産保有意識の問題、集落に担い手がなかなか見当たらない問題など、農地の出し手・受け手双方に要因があるのではないかと考えられます。

他方、4つ目のポツにありますように、農水省として16年度に農家の意向調査を行ったところ、農業者の意識としては、担い手が周りにいればぜひ農地を出したいという意向をお持ちの方が8割いらっしゃるということや、農地をなるべく面的にまとまった形で利用集積

するために、地域内の話し合いで合意形成を図る方がいいと思っている方もかなりいらっしゃいます。このような中で、17年度に農業経営基盤強化促進法を改正して、一層農地が集まりやすくなるような各種の措置を講じているということでございます。

56ページの下の改善・見直しの方向ですが、この基盤強化法の改正も踏まえまして、農業委員会によるあっせん・調停、あるいは農地保有合理化事業の活用等を一層やっていかなければいけないと考えております。また、この目標の有効性を確保するために、例えば実績が低調な事業については見直しも行う必要があるのではないかと考えており、この点につきましては後ほど政策手段の分析で個別具体の事業の問題をご説明申し上げたいと思っております。

次に、57ページですが、目標の「人材の育成・確保」でございます。この目標につきましては、39歳以下の新規就農青年の毎年のフローの確保の水準を1万2,000人に置いておりますが、17年度は1万2,100人(推計値)でしたので、これについては達成状況100%、達成ランクAということでございます。

この結果につきましては、政策手段の有効性で分析しておりますが、にありますように、一般論として言えば、農業への就業に関心を持つ人が増加しているのではないかとことや、にありますように、厚生労働省とも連携してやっている各種の就業対策が浸透しているのではないかとことや、また、具体的な資金の手当て、あるいは農地の確保についても可能な限りきめ細かい対策を講じていることなどが要因であろうかと思いません。

他方、改善・見直しの方向ですが、2つ目のポツのように、今後、非常に多くの団塊の世代と言われる方が、農村に戻ってくることになると、新しいニーズが出てくるのではないかとことや、引き続き若年労働人口は一般的に減ってくるということ、また、男女共同参画の観点でいろいろ工夫はしておりますが、女性の農業経営者としての位置づけを明確にしなければいけないのではないかとという課題があること等について認識しておりますので、これらのことを踏まえて引き続き人材の育成に努めていかなければいけないと認識しております。

以上3つの目標について、これの総合的な所見が57ページの下でございます。達成すべき、到達すべき姿としてとらえております他産業並みの所得が得られるような、いわゆる効率的かつ安定的な農業経営が我が国の農業生産の相当部分を占めるような姿に何としても持っていかなければならないということは変わらないのでございます。そのための手段

として、57ページの下の3行目からありますように、「担い手の育成・確保」につきましては比較的達成状況が良好ですが、一方、「担い手への農地利用集積の促進」につきましては、達成状況が必ずしも良好とはいえないという状況をどう考え、実績が低調な事業をどうしていくのかということが課題ではないかと考えております。また、「人材の育成・確保」についても概ね目標は達成しておりますが、引き続き取り組みを促進していく必要があると認識しております。

続きまして、99ページをご覧ください。目標の農地の利用集積にも関係しますが、17年度からスタートした「担い手農地情報活用集積促進事業」の分析をしております。この事業の概念図が105ページにありますので、ご覧ください。この事業の基本的な考え方としては、農地を利用集積するために、出したいと思っている農地がどこにあるのか、それはどういう農地なのかという情報を供給しないことには、欲しい人も農地を受けられないわけですので、農地の情報をなるべく公にさらして、その情報をいろいろな人が自由に見られるようにすることによって、出し手と受け手のニーズをマッチングさせるという考え方の中で、出し手の方の同意を得ながら、ホームページなどを利用して、ここにこういう農地が出ているということを公開していこうという事業でございます。

99ページに戻りまして、(2)内容の【補助事業】1 市町村等事業をご覧ください。(1)担い手農地情報活用事業というのが、今、概念図で申し上げた事業でございます。農地情報公開台帳を窓口の閲覧やインターネットなどの手段によって公開していくことが1つの大きな柱となっております。また、(2)の担い手農地集積促進支援事業は、集落の中で利用調整をして農地が動いていくという活動をした場合に、農地の利用集積を調整する集落の団体である農用地利用改善団体に対して一定の促進費を交付するという事業でございます。更に、(3)の担い手農地集積促進整備事業は、農地を利用集積していく際に必要な障害物の除去や整地などほ場条件の簡単な整備を行うハード的な事業でございます。

この3つの柱を含めまして、99ページの一番下にありますように、担い手への農地の利用集積面積を毎年2,350ha増加していこうという目標のもとにこの事業をやってきましたが、実績を見た場合に、101ページの中段ですが、本事業により担い手に利用集積された面積は694haということで、目標に比べ30%にとどまっており、なかなか農地が動かないというのが率直な実態でございます。

また、101ページから103ページにかけて分析をしておりますが、結論から申し上げます

と、103ページの政策手段の改善の必要性の欄にありますように、新規事業であったため事業の考え方が市町村に普及しなかったこと、あるいは手続が煩雑な面があったというようなことが指摘されておりますので、この事業については103ページの下の方、
のような考え方に沿って一定の見直しが必要ではないかということを確認しております。具体的には、104ページの総括所見の(4)にありますように、この事業については実績が低調なことも踏まえ、事業の廃止も視野に入れた抜本的な見直しが必要ではないかという結論でございます。

以上でございます。

今村座長 ありがとうございます。

今、消費・安全局、経営局両方から実績評価及び政策手段別評価をあわせて報告いただきました。今の報告に対してご質問、意見等委員の皆様から、どなたからでもご自由にお願ひします。ご質問などをいただいたら、最後にまとめて担当部局から回答をいただくことにしたいと思います。ただ、今2つありましたが、両方一遍にやると混乱しますので、消費・安全局、食品安全の方にかかわる部分を先に行いたいと思います。

どなたからでも、どうぞお願いいたします。

合瀬委員さん、どうぞ。

合瀬委員 農水省、消費・安全局を立ち上げてから大変よくやっていると私は思っていますが、1つ質問があります。動物防疫の関係かどうかわかりませんが、今国内アサリで非常にとれなくなり、海外、多分中国とか北朝鮮から輸入しているのですが、それを原産地表示の問題などや、また潮干狩りに利用するというのもあって、輸入したものをまいたときにサキグロタマツメタという貝が混入し、それが非常に増えてアサリに穴をあけて潮干狩りもできなくなっている。この貝は食べられるので食の安全に関係するかどうかわかりませんが、そのような海外から食品として輸入されたものがまかれたとき、防疫体制はどのようになるのか。食の安全にかかわるかどうかわかりませんが、どのような対応をとっているのか、その辺を教えてください。

永石委員 今、植物防疫に関してポジティブリストが施行されて、輸入品についても非常に厳しくチェックせざるを得なくなるだろうと思いますし、防疫上等は関係ありませんが、いわゆる農薬の安全許容の問題、そういうことになれば防疫も含めて海外からの輸入品については充実強化を図っていきたい。一方では、行政改革推進法、いわゆる国家公務員の削減です。そういう方向を出しながら充実させていく。当然食の安全については国が

責任を持っていくという一つの大きな役割を持っていると思いますが、そういう情勢の中でもさらに充実強化を図っていかれるのか。私は図るべきだと思う。これだけ輸入農産物がどんどん増えてきておりますので。その辺も含めて、課長さんにそこまで要求するのは無理でしょうか、よろしくお願ひしたいと思います。

今村座長 長谷川さん、どうぞ。

長谷川委員 化学物質のところではデータの蓄積を行うというお話がありましたが、資料を読ませていただいた限り、独自のデータ蓄積を行うと思ひました。もちろん算出方法や分析方法が異なるというのはわかりますが、他省庁、あるいは他の公的機関や、民間のデータ等もいろいろありますので、消費者としては、できるだけ早く情報を蓄積していただきたいという要望があると思ひますので、そういった情報を利用することは考えておられないのか、その点お聞ひしたいと思ひます。

今村座長 田中委員、どうぞ。

田中委員 安全の問題、一生懸命やっぺいらっしやるのはよくわかるのですが、今行政で大事なことは、永石委員もおっしやいましたけれども、不作為というか、やるべきことを本当にやっぺているのだろうかということです。すなわち、いろいろな許認可だとかをやります。橋本内閣のときから「事前規制から事後チェック」へということをやっぺてきました。しかし、農水省ではないけれども、姉齒1級建築士をはじめとした問題、耐震偽装の問題でも、民間に検査を委託するということは結構だと思ひのですが、委託した以上、委託したものを的確にやっぺているかどうかをチェックすることが非常に重要だと思ひます。

農水省の問題、特に食の安全でも、全部が全部山田課長のところではできなくて、いろいろな機関に委託したりして、役割分担せざるを得ない。ほかの成果も利用するが、そのときに、そこが願ひしたとおりにきちんやっぺているかどうかのチェックは非常に重要だと思ひます。これは問題が表に出ないとやっぺているかどうかはわからない。このようなチェック体制はどのように確保していらっしやるのかが気になるので、その辺はどうなのかなということです。

今村座長 ありがとうございます。

立花委員、よろしいですか。

立花委員 前回田中委員から、政策評価の場合には予算がどうなっているかということをやっぺてきちん資料としてつけてもらいたいというご指摘があったと思ひます。私も全くその

とおりでと思いましたが、今日ご説明いただいた資料の実績評価の政策手段シートのところに予算額が入っておりますので、私はこれはこれでいいと思います。つまりどういう政策に対してどれだけ金をかけているのか、この辺がわかると私どもは非常にわかりやすいので、私はこれは非常にありがたいと思っています。

その場合、私どもがわからないのは、「安全と安心」とよく一言で語られますが、安心というのは信頼の問題という、ブランドという、あそこなら大丈夫だろうという信頼感というか、あの会社なら、あるいはあの農家、あのお店ならといったことだと思うのです。安全についてはただではないというか、コストがかかるということで、そのコストがかかることをどうやって認識していった、そのコストをどう負担し合っていくのかということも、こういう政策を打ち出すときには非常に大事だと思いますので、その辺のことはどういう体制をとられているのかお聞きしたいと思います。

田中委員 これも山田課長にお聞きしたいのですが、カドミウムの話がありました。私もカドミウム問題については以前からいろいろ言っているのですが、カドミウム対策は徐々に成果が上がっている。ところで、ほかの類似の化学物質については、今どんなものがどういう状況にあるのか。つまり累積していかないと分析もできないという先ほどのお話はそのとおりで思うのです。いろいろ資料を集めなければ分析もできないし、分析も一朝一夕にはできないと思うのですが、少なくとも心配だと思っているものはどんなものがあって、それがどの程度まで調査されているのかということがわからない。たとえ話ですが、財布を落とした人が、夜中に街灯の下で探しているの、どこに落としたんですかと聞くと、ここら辺のところに落としたんだけど、暗いところは探しにくいから街灯の下あたりを探しているという話です。つまりわかっていることは追及するけれども、わからないことは一体何なのかさっぱりわからないということでは困るので、ここに出すべきかどうかは別ですが、今問題にして追及しておられるのはどういうものがあるのか、それがどの段階にあるのかということは何らかの格好で国民に知らせた方がいいのではないかという気がしますけれども、その辺のご見解をお聞きしたいと思います。

今村座長 委員の方々から、大きく分けて6つほどありましたけれども、山田課長、お願いいたします。

山田消費・安全政策課長 関連しているものはまとめてお答えしたいと思います。

まず最初の合瀬委員のご質問ですが、アサリについては水産庁がやっており、農水省全体としてわかっていないといけないのですが、私どもの方では詳細はわかりませんので、

水産庁から情報を得てお答えすることにいたします。といいますのは、環境問題や食品安全の問題とはちょっと違いますので。

ポジティブリストですけれども、これは植物防疫とは無関係です。ですから、植物防疫所で調べるわけではなく、こけは海外からの食品中に残留しているものについての規制ですので、厚生労働省が水際検査を行うことになっております。たしか厚生労働省は人員を増やせと言っておられるはずですが、ただ、一言だけ申し上げたいのは、ポジティブリストの中にあるもので健康に影響が出るほど高い濃度であって、許容摂取量と近い状態になるものはほとんどないわけです。私ども食品安全をやっている者から言えば、トータルとしての安全性が高まる方が大事なので、あまり食品安全にインパクトが大きいものを一生懸命やり過ぎて、先ほどおっしゃったカドミウムや鉛などがおそれるようになるということを実は非常に心配しております。

長谷川委員、田中委員がおっしゃっておられた分析の話ですが、多分田中委員はよくご承知でいらっしゃると思うのですが、これまでどちらかという縦割りで、うちの担当はこの野菜です、この穀物ですということで、予算の数にあわせて分析などをやっていたわけです。昨年来、SPS協定には食品安全措置、動物衛生、植物防疫も、科学的な原則にのっとり措置をとれ、科学的な根拠なしにそれを維持してはいけないと書いてあるわけです。それに合わせまして、当然のことながら、リスク管理をきちんとするために、リスク管理の標準手順書を出しましたし、サーベイランスモニタリングのガイドライン、実はもっと長い名前なので、はしょらせていただきますが、科学的にきちんとやりなさいというガイドラインをつくっております。さらに今年度から新しく、統一的、科学的にサーベイランスモニタリングをやるという予算を統括して消費・安全政策課で消費・安全局の全部を見るということにしております。

そこでいろいろな情報を集めることによって、どういうものにリスクがありそうか、ある・ないというのは正しくないのですが、ある程度のリスクがありそうだというものをピックアップし、そういうものできちんと統計的に意味がある数をやる。ですから、予算がないから3つかいというのでは統計的には処理できませんから、最低限、どんなにとれなくても10個以上はやってください。本当に分布を知りたいときには100個という単位でやるということを今年度から始めております。

当然のことながら、それを分析するには委託しないと行けないわけですが、その場合にもサーベイランスモニタリングのガイドラインにあわせて、海外に出しても恥ずかしくな

いようなデータをとるシステムをつくりました。例えばカドミウムの例です、コーデックスに出して、日本のデータはまともなデータだから、これにのっって国際基準をつくらうと言ってもらえるレベルのデータが欲しいということで、これまでは、委託に出して結果が返ってきたら「ああ、そう」ということで発表しているという感じだったのですが、まず、委託をするときに分析法の妥当性確認をしているかどうか、それから分析所の精度管理をきちんとやっているかどうか、そういう証拠を出させ、そうでなければ応札もできないとシステムをつくっています。

田中委員 随契でやっておられるのではないんですか。

山田消費・安全政策課長 いえ、それはどんどん変わっています。以前はそういうのがありましたが、今は委託でやることにしております。去年は、ある物質の例で言えば、入札のお知らせを出したら、聞きに来たのは8か所ありましたが、応札したのはたった1か所だったということでした。まだそういうところが遅れているので、当然のことながら、そちらの方面の研修やトレーニングも組まなければいけないということです。

そして、サンプリングもできる限り統計学にのっって行っています。ですから、サンプリングの計画も実は私どもで決めるということにしています。そして、結果をいただいたら、「ありがとうございました」ということではなく、科学的にこういう結果が正しいかどうかを解析して公表するようにしていますので、去年からはこの結果でどういうことがいえるかということの説明をつけていつもプレスリリースをしています。実際のところ、不作為が心配なので、危機管理、事故が起きてから対応するのではなく、どこかに事故が起きそうだとか、海外でこういうことで何か起きたということがあったら、日本ではないのかということ調べる。起きないようにするというのがリスク管理ですので、あらかじめいろいろなことをやっています。

カドミウムほどのデータがある物資は少ないです。カドミウムは、米が主たる源なので、品質管理の一端んとして米をたくさん測ってきたということがあるわけです。ほかのものは、統計的に処理できるようなデータがないのと、当然発注する人が、どこまでの濃度を測ればいいのかということを示して発注しなければいけないのですけれども、丸投げしてNDと聞くと喜ぶというのが過去の例でしたけれども、そうではなくて、本当に少量でも危ないものだったら、定量下限を下げなければいけないということも発注者が決めなければいけない。そういうことも考慮の中に入っております。今申し上げたドキュメントは全部インターネットで内容を知ることが出来ます。

もう1つ、どのようなものかという質問ですが、リスク管理の標準手順書に則って、前から汚染物質については地道にやっていて、時間がかかるものではあるのですが、4月20日に、「農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリストリスト」及び「食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランスモニタリング中期計画の作成について」というのをプレスリリースしております。その中にと載っておりますので。今持っておりますので、終わりしましたら差し上げます。同じように、もうじき年度計画も出す予定にしております。

あと、コストの話は予算課の方が話された方がいいと思いますので、ご質問には大体お答えしたのではないかと思います。

本川政策評価審議官 永石委員の人員減の関係と、安全にどういうコストをとというお話ですが、農水省として人員の削減計画というのを、必要ないということではないのですが、こういう厳しい状況の中で人員減を図る部局と、そういうことをやりながらも重点的に人を投入していく部分というのは当然あると思いますので、今テーマになっている問題については、重点的に人を投入していく部分だと考えております。

それから、予算につきましても、非常に厳しい歳入歳出一体改革の中で、大きな削減を強いられることも予想されるわけですが、そういう中でもやはり重点的な分野として割っていく部分だと思っております。ここ数年の予算編成の過程を見ても、食の安全・安心に係る関係予算というのはそれなりの確保を図ってきており、必要な額を確保してきていると思います。

ただ、食の安全・安心に関係するからといって、では、どこまでという議論は一方であり、その必要性、範囲については、我々としてはいろいろなリスクコミュニケーションをやりながら、消費者の方々の反応もうかがい、さらには国会での論議も踏まえながら、程度、必要性を判断していくということであり、安全ということであれば100%すべて検査するのは理想でしょうけれども、それにどこまでのコストをかけ、どのようにするかということは省全体としていろいろなご意見を踏まえながら判断をしていくということではなからうかと思っております。

今村座長 まだあると思うのですが、先ほどから時間を気にしてありまして、後半の経営局の方、担い手問題、土地問題を含めて、これに移りたいと思います。

では、どなたからでもお願いします。合瀬委員どうぞ。

合瀬委員 経営所得安定対策も含めておやりになっておりますし、各地で説明会なども

開催し、積極的に対応されていると思うのですが、これを見てもわかりますように、今回3つ出てきた中で土地問題、土地の集積というのがかなりおくられているわけです。幾ら担い手が集まって、新規参入が入ってきて、土地問題がきちんとなかなか回っていかない。いつか、どこかで土地問題についてかなり抜本的にやらざるを得ないと思うのです。

ここにどうしてできなかったかという分析もあるのですが、転用期待をどうやって排除するのかということも含めて、実は我々もいろいろなところで勉強会や研修会をやっているのですが、土地を長期保有したときの税金の安さ、持っていればすごく安いコストで持ち続けられるというところを何とかしなければいけないのではないかとというのが意見の1つです。

もう1つは、農地法を抜本的に見直さないと、いろいろなところにいるいろいろな枝葉をくっつけてやっているのですが、基本的には農地法の所得と所有の分離を、耕作者主義を抜本的に見直すべきときではないかと思います。これは意見です。

今村座長 ありがとうございます。

では、永石委員どうぞ。

永石委員 ここで狙っておられる効率的・安定的という「効率的」というのは土地の問題だろうと思います。したがって、17年度の事業、廃止も含めて見直すという説明がありましたが、事業の中身を見ますと、農用地利用改善団体を通じたことに対して支援をしていくということですので、趣旨は非常にいいと思っているのです。現実には新しい経営安定対策大綱に基づいて集落での話し合いなり、例えば集落営農と一気に行かなくても、まずは1階建てとして農用地利用改善団体をつくってくださいという説明をしながら集落座談会をやっているわけです。こういう事業というのは、いわゆる説明と事業の中身が一致して初めて効果が発揮できると思いますので、17年度に新規事業をやって、もう廃止も含めて検討というスピード感というのは、私は必要ないだろうと思うのです。むしろ私は事業の性質がこれから進もうとしているところにマッチしている事業だろうと思っています。そういうことは少し時間をかけながら見ていく、効果を見ていくということが必要だと思いますので、この辺については「廃止」という言い方ではなく、事業を浸透させている最中なので、多分市町村まで浸透していないだろうと私は思いますので、その辺はもう少し長い目で見ていただきたいと思っております。

今村座長 ありがとうございます。

田中委員どうぞ。

田中委員 合瀬委員がおっしゃることに賛成です。それが1点です。

もう1つは、関係者のご努力や、認定農家が増えて農地の集積が進んでいるということはわかるのですが、農家1戸当たり、1団体当たりで見るとどんなことになっているのかわからない。つまり全体としては集積されているのだけれども、1つの単位としてはどうなのかを教えて欲しいということが2点目です。

それから、集落営農ですが、私は、これについてはやや疑問です。というのは、たまたま企画評価課の方で私たちに現地視察の機会を与えていただいた際、例えば会社組織になるとすごく説明もピンピンして活発ですが、集落や、地域の人たちが集まったの説明は、集められて、しょうがないのでやっているというような感じです。そもそも農家というのは、近くの人とはなかなか仲良くなれないものだ、私は昔から見ているのですが、それで集落で何かつくれというのは、農協はそう言うかもしれないが、それがうまくいかないで現状になっているのだから、この発想というのはあまりよろしくないのではないかと気がしております。

つまり、やはり積極的にゴーイングコンサーンにやらせるということにもう少し力を入れてやらないといけないのではないかとというのが私の感じですが。農家というのは、1年たてば1歳年をとるのです。私は、農業生産法人であろうと、株式会社であろうと、積極的に土地を持たせて、しかも、休耕して、使わないものだけどうのこうのという話ではなく、本当に農地が転用されるのが怖ければ規制をかければよい。これはなぜかけないのか、私が現地で聞いた話によると、本当は農家は売りたいが、農協が来てそう言わせているという話を聞くわけです。それに乗っかって、各政治家、与党も野党もそれが農家の声だということでやっており、株式会社排除のような話になっておりますが、それは間違っているのではないかと。本当に農業を展開していくのであれば、まさにゴーイングコンサーンを主たることにしていけないとだめではないかと思えます。これは意見です。

今村座長 立花委員ございますか。

立花委員 私も、目標の2番目の農地利用集積の促進、これが当面の農政の最大の眼目で、まさに農水省を挙げて、あるいは農協を挙げて取り組んでおり、我々もその成果をぜひ期待したいわけです。私、これに向けてどんな政策をやっているのかということは全部はチェックできておりませんが、1つは、冒頭ご指摘のあった農地法の問題も当然あり、農地に対する課税の問題もあり、新規参入も自然人だけではなくて法人の形態もあります。

要は、農地が農地としてきちんと利用されることに対しては、国民はそれほど反対しないと思うのです。農地を農地として持ちながら実際は利用していない、すり抜けている、そういうことに対する批判が非常に強いので、私はそのところは、農業が大事なのか、農家が大事なのかどちらなんだと、その辺のところを私どももきちんと議論を尽くしていく必要があると思っております。

もう1つは、まちづくり三法の関係で、市街化調整区域や、線引きされていない白地地域での大規模な集客施設について、立地が規制される法律がごく最近成立したという話ですが、田中委員がおっしゃった転用期待との絡みがあるのでしょうか、可能ならば半永久農地ということで、50年、100年は絶対地目を変換させないんだというようなことをしないと、相変わらず耕さなくても農地をただ持っているということにつながりかねないので、転用させないということとセットでいかないとこの利用集積はなかなか進まないということではないかと思っております。

これも政策そのものを、結果的には効果が上がっていないということでぜひ見直しをしていただきたいと思いますが、単にこれだけでいいということではなくて、恐らくさまざまな政策をよってたかって集中していかないとここはスピードアップできないと思っております。

今村座長 長谷川委員はよろしいですか。

長谷川委員 もう十分でございます。

今村座長 それでは、柄澤課長、質問兼提案、これが大分まじっていると思うのですけれども、答え方はなかなか難しいと思いますけれども、どうぞお願いいたします。

柄澤経営政策課長 合瀬委員、立花委員、田中委員、永石委員からご意見、ご質問をいただきました。まず、農地制度全体の問題については、随時いろいろな場所で議論を重ねてまいりましたが、この場で何か結論が出たり、ご納得いただける問題ではないと思えます。

こういったご指摘はご指摘として以前から伺っておりますので、それはそれで受けとめたいと思いますが、昨年、国会でもご議論いただき、農業経営基盤強化促進法を改正し、例えば株式会社であればリース特区の全国展開により、いつでも農業参入できる状況にはなっております。そういった中で、突然、日本中の株式会社が農業をやり出すかといえ、そういう状況ではなく、田中委員がおっしゃるように、株式会社だけに今後の農業参入を期待できるかということ、決してそういう状況ではないと思えます。

また、転用規制の強化、あるいは税制の問題などについても、ご指摘は十分理解しておりますが、これも財産権の問題、あるいは他の税制との整合性の問題等がある中で、できる範囲で対応してきているつもりでございます。ご指摘のようなドラスティックな話になりますと、これは現在の法体系の中で、できるところとできないところがあるということだと思います。

そうは言っても、立花委員からご指摘がありましたように、様々な政策を総動員してやるべきだというのは全くそのとおりだと思っております。特に、私どもが最も期待しておりますのは、今国会で審議いただいている法案が通れば、19年産から経営安定対策を講じていくわけですので、この政策をきっかけに、各地で法人を含む担い手に農地の利用が集中し、10年後の目標として掲げております構造展望を実現する方向にぜひとも動いていただきたいと考えており、現在、省をあげてこれに取り組んでいる状況でございます。

永石委員からは、廃止を含めて抜本的な見直しを行うと申し上げた事業について、温かいお言葉をいただいたと思っております。私どもは、この事業の考え方そのものが決して間違っているわけではないと思っております。17年度から始めまして、18年度も実施していますが、できるだけ事業のコンセプトは活かしながら、やはり手段の側面でやりにくい部分があるのも事実だと思いますので、そういった部分を見直していきたいと思っております。廃止を含めて見直しというのは、コンセプトを活かしながら良い事業にしていきたいという趣旨とご理解いただきたいと思います。

田中委員からは、1戸あたりはどうか、マクロではなくてミクロで見たらどうかというご質問でした。2005年のセンサスでは都府県の販売農家の平均経営面積が1.3haで、これは2000年センサスと比べれば微々たる伸びだったと思います。前回2000年センサスでは、確か1.2hで、それが1.3haになったと思います。

田中委員 それは認定農家ですか。

柄澤経営政策課長 例えば、農業に家計の過半を依存しているという主業農家というジャンルで見れば、2005年センサスの都府県の平均で2.5haでございます。

田中委員 増加しているということですか。

柄澤経営政策課長 ただ、これも、目に見えて何ポイントも上がっているということではございません。ここのところが、長年私どもがなかなか土地利用型で構造改革が進んでこなかったという悩みでございます。他方、野菜、畜産等の施設型農業については、20年、

30年のタームで見た場合には、構造改革が相当進んでおり、今後とも、土地利用型農業の構造改革をいかに進めていくのかということが、最大の課題と認識しております。

以上でございます。

今村座長 ありがとうございました。

大分時間をオーバーしているのですが、私も一言、回答は要りません、感想だけ言いますと、今の委員の皆様の質問の中に、例えば人の話、新規参入だとか、自然人、法人もありますが、それも含めて、量はわかりました、100%達成の中身、つまり、質の分析、これはなかなか難しいのです。例えば、認定農業者が増えたという量はわかりませんが、中身、質、これをどのように評価するかが非常に大事だと思うのです。これをしっかりやってもらいたい。

それから、農業へのニューカマー、新規参入者、いわゆる農家の後継者の新卒、学卒の別などを私なりに部分的に調べてみて、何で農業をやるようになったのか、その契機や理由などここが非常に大事だと思うのです。これから5年先、10年先、あるいは20年先を考えたときには非常に大事です。なぜそういうことを考えているかということ、今、国の農業者大学校をどうするかという検討会の座長をやっています。前回委員のフリートーキングを行い、こういう学校にしたい、こういう中身をやったらどうだ、こういうカリキュラムはどうだとか、そういうことについては皆さん大変立派な発言をされましたが、私は、どういう人物を入れて、どういう分野の、どういう人材をつくるんですかということが基本だと考えています。これが一番難しいところなのです。農業者大学校の話は全然ディメンジョンが違いますから置いておきますけれども。

農業に入ってくるのが1万2,000人いる、あるいは新卒が2,200人いることの中身です。なぜそういうことを気にするかということ、私は全国いろいろなところを歩いて、農村部で、各地で作文の優秀作の発表会などをやっているのに出会うのですが、将来、職業として農業をやりたいという人で優秀作に選ばれる人はともかく皆無です。優秀作に選ばれるのは、看護婦とか栄養士とかコックになりたいとか、全然農業とは違うところです。これは10年先を考えたらどうなるんだろう。今の中学生について、中学のときに職業選択は無理だと言うけれども、今ではみんな職業選択をそれなりにをしているのです。そうすると、農業高校はあるもののどのような位置づけになっているのかとか、教育制度の問題がいろいろあるわけです。農業に入っている人で工学部を出た優秀な人がやっているとか、農学部でなくてもいいわけです。いろいろなケースに出会います。しかし、それは私の範囲での事

例的なことだけですが、もう少し将来の農業を担う人の量の問題と質の問題をどういうふうに考えるか。いつも気になっているところです。また別の折によろしくお願いいたします。回答は要りません。

時間が予定よりも15分過ぎているのですが、ちょっと休憩を、5分か6～7分休憩したいと思います。後半部分は林野庁の方です。よろしくお願いいたします。

(休憩)

今村座長 それでは、再開したいと思います。

それでは、次に林野庁の方から政策評価結果、政策手段別評価結果について、林業・木材産業の問題についてお願いいたします。

岡田林野庁企画課長 林野庁企画課長の岡田でございます。ご説明させていただきます。

まず最初に、実績評価についてでございます。資料は資料1- 、107ページからです。政策分野として「林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進」についてでございます。この政策分野の全体の目指す姿といたしましては、「林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進による林産物の供給及び利用の確保を図る」ということとしておりまして、それに向けて林業の担い手の確保、望ましい林業構造の確立、国民の需要に即した林産物の供給及び利用といった政策を行うことから、目標といたしましては「望ましい林業構造の確立」というのが1つ目、2つ目としまして「木材産業等の健全な発展及び林産物の利用促進」を立てております。

まず最初に、「望ましい林業構造の確立」です。この目指すべき姿といたしましては、厳しい林業情勢の中でも、効率的・安定的に林業を営むことができる林業経営体、それから林業事業体 - 林業事業体というのは森林組織といったものですけれども、これらを将来の素材生産量及び造林・保育面積の相当部分を担うことできる数に育成・確保することによって、目指すべき姿に向けて、林業経営体・林業事業体の数を平成12年度の2,400から平成22年度の2,800に増加させるという数値目標を掲げております。

実際の目標値、実績値、達成状況につきましては、115ページに目標値、実績値、達成状況が書いてあります。事業体数、本年度の目標値2,600に対しまして、本年度の実績値2,500となっておりますが、これは推計でございます。その達成状況は50%、達成ランクBということになっております。

なお、この推計値について若干補足させていただきます。今回、2005年の農林業センサスが出ましたので、それを用いて把握しているわけですが、2005の農林業センサスの調査

対象は、2000年の農林業センサスの調査対象、これは保有面積1 ha以上の森林所有者というのが2000年のセンサスだったのですけれども、2005年におきましては保有面積3 ha以上で、過去1年間に森林施業を行った森林所有者と変更されておりますので、そのままでは比較できないために、その部分につきましては、2000年センサスの中から過去1年間に森林施業を行った森林所有者を抽出しまして2005年センサスとの比較推計するという手法をとらせていただいております。

次に、「政策目標を達成するための政策手段の有効性」について、林業経営体につきましては、平成12年度の1,700から100、これは生数字ですが、増加しております。林業事業体数につきましては、同数の700事業体ということになっております。林業経営体につきましては、いわゆる森林施業を行った林家が増加した一方で、林業事業体につきましては、全体の事業量が減少する中で、全体としての事業規模は維持されておりますが、中小規模の林業事業体の事業規模の拡大が十分図られなかったということで、現状維持になったものと考えております。今後、これらの層の事業規模の拡大など、効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業事業体の育成・確保に向けた取組を推進する必要があると考えております。

なお、効率的かつ安定的な林業経営を担える林業経営体・林業事業体数の目標数は、これらのものによる事業が、平成22年の我が国の素材生産量、あるいは造林・保育面積の約6割ないし7割のシェアとなるように設定したものです。これらのシェアを見ますと、素材生産では約5割、造林・保育で約6割ということで、平成12年度と比べますと一応2割拡大しております。また、素材生産を行った事業体について生産性を見ますと、1年間に5,000m³以上素材生産を行ったもので見ますと、平成12年の4.1m³/人・日から平成16年には5.9m³/人・日と約4割向上しているという実態でございます。

これらのことから、安定的な林業経営と林業生産活動の効率化が図られつつあると考えられるわけですが、やはり望ましい林業構造の確立を図るためには、林業経営体・林業事業体の育成・確保に向けまして、林業の採算性の改善、事業量の確保等の取組を推進する必要があると考えております。

116ページ、改善・見直しの方向です。今後こういった育成・確保を図るためには、対象を明確にして、施業等の集約化の促進、路網整備と一体となった高性能林業機械の導入により低コストな作業システムを普及させる。それにより林業生産活動に必要な経費の削減と事業量の確保、需要者ニーズに対応した素材の供給といった取組を推進していく

必要があると考えております。

それから、平成18年度の目標設定につきましては、センサス調査が5年に1度であることを踏まえまして、代替目標等も考慮に入れた検討を行っていく必要があると考えております。

107ページに戻っていただき、今度は木材産業です。この目指すべき姿としては、消費者ニーズに応える製品を安定的に供給するため、木材産業の構造改革を進めるとともに、木材を使うことの意義について広く国民の理解を得ることなどにより、地域材の利用を拡大するというところでございます。目指すべき姿としては、平成12年の約1,900万 m^3 から、平成22年の2,500万 m^3 に供給利用量を増加させる数値目標を掲げております。

116ページに目標値、実績値、達成状況が書いてあります。本年度の実績値は1,823万8,000 m^3 です。目標値の2,083万1,000 m^3 には達しなかったものの、施策が実施されない場合こうなるというものを示している趨勢値であります1,582万2,000 m^3 を上回ったということで、達成ランクはBということになっております。

政策目標を達成するための政策手段の有効性についてですが、地域材の供給・利用量は、大型製材工場の供給能力の拡大、合板分野での利用拡大、国産材製品利用に対する企業や消費者の認識の拡大から、平成15年以来3か年連続での増加が見込まれております。しかしながら、木材供給につきましては、ロットの小ささ、あるいは流通段階が多段階であるといったこと、資本力や経営力に乏しく、転廃業コストの確保が困難な小規模製材工場の再編がなかなか進んでいないといったことから、流通加工段階でのコストの掛かり増しというものがあります。そのため低コスト化、製品の品質の向上、ロットの拡大など、木材産業の構造改革を確実に推進する必要があると考えております。

また、木材利用につきましては、木材・木質バイオマス利用の意義に関する理解を得るための取り組みを強化していく。そのために地球温暖化防止対策としての森林吸収源対策について、企業や消費者に対する普及啓発を一層推進することや、林地残材のバイオマス利用等の木材の多角的利用の拡大を図ることなどの取組が必要であると考えております。

改善・見直しの方向ですが、まず、木材供給につきましては、木材産業の体制整備をより一層進めるということから、曲がり材や間伐材といったものの集成材や合板分野での利用の拡大、あるいは加工流通の低コスト化、適切な乾燥の推進、ロットの拡大等を通じて、品質・性能の確かな木材製品を低コストで大量、安定的に供給する体制の構築を進め、木材産業の構造改革を一層進めるということにしております。

木材利用につきましては、「木づかい運動」の国民的展開を通じた地域材利用の意義や地域材のよさについて国民への普及啓発、地域材供給者と住宅生産者の連携促進などにより住宅への地域材の利用の促進、木質バイオマスのエネルギー利用など多角的利用の推進により、地域材の一層の実需拡大に取り組むことにいたしております。

117ページに総合的な所見を書いております。林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進による供給利用の確保を図るために、効率的かつ安定的に林業を営む林業経営体及び事業者が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立することと、消費者のニーズに即した林産物が供給されるとともに、その消費が増進されることが不可欠である。

このような中、望ましい林業構造の確立については、素材生産量、造林・保育実施面積全体に占める経営体・事業者の割合と、素材生産の労働生産性が増加傾向で推移しているものの、林業経営体・事業者をさらに育成・確保していく必要がある。

また、供給利用量を見ますと、近年、堅調な伸びを示しているものの、目標値に達していない状況にあることから、さらなる地域材の供給・利用の拡大を図ることが必要である。そのためには、加工流通の低コスト化等といった木材産業の構造改革を進めるとともに、実需拡大に向けた地域材に対する国民への普及啓発、木材の多角的利用を進めていく必要があると整理をいたしております。

以上が政策分野についての実績評価でございます。

続きまして、政策手段別評価についてご説明をさせていただきます。

政策手段別評価は131ページの資料1 - をご覧いただきたいと思っております。この中で木材産業の構造改革を推進する事業について、概要とその成果につきまして資料を整理させていただきます。

木材産業につきましては、目的のところにあります。木材の需要動向に即応できる素材生産業の体質強化、あるいは品質・性能の明確な木材製品の供給体制の整備・普及を図るとともに、消費者の選択的な製品購入を促す観点から、消費者が求める製品情報を提供する取組を促進することが目的でございます。

内容につきましては、設備廃棄に必要な撤去費用への助成や素材生産業の構造改革に係る指針の策定のための調査、あるいはラベリングに関する普及活動を行う事業の「木材産業構造改革促進事業」があります。

それから、経営体質の強化を図るために、製品の高付加価値化や低コスト化、あるいは経営の多角化・合理化を図るため施設整備に必要な借入金に対する利子助成を行うための

資金の造成を内容とする「木材産業体質強化対策事業」が2つ目としてあります。

3つ目としましては、最新鋭の機械整備をリースにより導入する場合に、そのリース料の一部を助成するというための「木材供給高度化設備リース促進事業」がございます。

132ページは達成目標ですが、こういった支援措置を講じることにより、政策目標としている木材利用の達成にも資するものでございます。

その有効性についてですが、これらの事業により多くの企業において製材工場等の体質強化、品質・性能の明確な木材製品の供給体制の整備が図られるなど、木材産業の構造改革が促進されることにより、地域材の利用の増加につながるというものでございます。

133ページには、事業のこれまでの具体的な成果として、製材業を廃業して加工業の事業化に向けた取組、あるいは木材製品の高付加価値化、低コスト化といったものにとり組、それぞれ生産量の増産が図られたこと、また製材業・木材販売業を営む企業が最新鋭の機械の導入に取り組んだということで、乾燥材の生産量が増えたということが実績としてございます。

135ページには必要性について書いてあります。我が国の木材産業は、やはり木材需要、住宅着工戸数の低迷により冷え込んでいること、木材価格の低迷、あるいは製品輸入といったものが競争にさらされていますので、事業体の自助努力のみでは需要者ニーズに対応した構造転換には限界があるので、その辺についても支援し、木材産業の底上げを図ることが必要であると考えております。

136ページ、有効性についてですが、本事業の実施により再編整備等が促進され、また、今後金利の上昇が見込まれる中で、利子負担削減を図る事業の重要性が増大してくるのではないかと考えております。しかしながら、乾燥材の需要が高まっている中で、国産材のうち建築用製材における人工乾燥材の割合は増加しつつあるものの、まだ2割強という状況ですので、一層それを進めていく必要があると考えております。

同じく136ページの効率性についてですが、利子助成等事業体へ直接的に支援するという手法に加え、消費者の商品選択を助長する観点から、材木の産地の情報提供に関する普及活動のための事業を新たに加えて、効率的な事業の実施を図っています。また、事業の実施に当たりましては、木材産業で利用する施設、機械及び木材について専門的知見を持っている事業実施主体、それぞれが専門性を活かして実施することで効率的に事業を行っております。

一方で、現在の事業効果をより高めるためには、木材製品の高付加価値化、低コスト化、

経営の多角化を図るための設備の導入と、協業化、合併、分業化、事業転換に係る施設・設備の廃棄、これが一体的に実施されることが不可欠であると考えております。

137ページをご覧いただきたいと思います。(4)その他のところです。木材は再生産可能で環境にやさしい資材であり、木材産業の健全な発展を通じた木材利用の推進は地球温暖化防止に資し、大いなる公益性を有しております。また、京都議定書目標達成のための森林吸収の3.9%確保に向けまして、木材利用の推進と木材産業の健全な発展、これは優先的に取り組む必要があると考えております。

最後に政策手段の改善の必要性、その内容及び理由についてですが、現在、森林・林業基本計画の策定を予定しております。新たな国産材供給・利用量の目標達成に向けて、木材産業の構造改革を進めていくことが重要です。そのためには、引き続き有効性・効率性を検討しまして、優先度の高い事業への重点化を図って、木材産業の体質改善をより一層促進する必要があると考えております。

以上が政策手段別についての評価でございます。

もう1点、引き続き説明させていただきます。総合評価についてでございます。お手元の資料2をご覧いただきたいと思います。森林整備目標の進捗状況の検証です。資料2、最初に総合評価書の要旨を掲げております。ページをめくっていただきますと本体の総合評価書(案)がございます。理解を進めるために、この資料の本体は10ページまであり、その後に別添資料をつけてます。

まず、資-1をご覧いただきたいと思います。この森林整備というのは森林・林業政策全体の中でどういう位置づけにあるかを示した資料です。基になる根拠法は森林・林業基本法ですが、この第2条には、森林の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等の多面にわたる機能が持続的に発揮されることが国民生活、国民経済の安定に欠くことのできないものということで、将来にわたって適正な整備及び保全が図られなければならないということが明記されております。

こういう考え方にに基づき、森林・林業基本法の第11条の森林・林業基本計画においては、森林の有する多面的機能の発揮に関する目標を定めることになっております。その目標の定め方ですが、同じく11条の3項には、森林の有する多面的機能の発揮に関する目標は、森林の整備及び保全に関する指針として森林所有者等その他関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるということになっております。

恐縮ですが、本体の総合評価書(案)の1ページにお戻りいただきたいと思います。7

といたしまして「政策の具体的内容」を掲げております。森林の整備につきましては、重視すべき機能に応じた森林施業の計画的な推進、森林施業を効率的に行うための林業の整備等の施策を講じることになっております。また、森林の保全につきましては、保安林の指定等森林の保全のために必要な規制、山地災害等の防止と復旧、森林病虫害等の被害の防止等の施策を講じているところでございます。

これらの施策の結果といたしまして、8の「目標達成時期及び達成目標」にありますとおり、基本計画におきましては、育成単層林や、育成複層林などの森林施業の方法別の面積、あるいはボリュームといたしますが、蓄積及び成長量が十分確保され、かつ安定的に推移する状況を「指向する森林の状態」として参考に示しつつ、これに到達する過程として、平成22年及び平成32年の森林の状態を目標としているところでございます。具体的な数字につきましては次のページに表形式で、それぞれの機能、公益別機能、資源循環の利用林ごとにどういった森林を、どのくらい目指していくのかということが年次別に書いています。

2ページの9「評価の観点」でございます。現在、森林・林業基本計画の見直しを行っており、9月には改定を行いたいと思っておりますけれども、この検討に活用することを目的といたしまして、森林施業の持つ長期性、現行の森林・林業基本計画の策定から5年が経とうとしているということも踏まえ、森林の整備・保全について、その取組状況、有効性について検証することにしたわけでございます。

3ページの10「政策効果の把握の手法及びその結果」につきましては、基本計画に掲げられております目標に向けた取組を推進するため、予算、制度、これらについての充実が図られてきたわけでございます。

まず、森林資源の状況ですけれども、これは本体の資料4ページからカラー刷りのコピーで載せてありますが、よりご理解を深めるために別添資料の資-2を見ていただきたいと思っております。ここに森林資源の現況を掲げてございます。我が国の森林面積は約2,510万haで概ね推移しております。大きな減少は見られておりません。総蓄積量及び総成長量につきましては、森林資源、特に人工林を中心として成熟しており総蓄積量は増加をいたしております。一方で年々の総成長量は減少しており、基本計画の平成22年の目標に向けて推移をしているという状況でございます。

資-3ですが、森林の区分の状況、円グラフでございます。基本計画では、重視すべき機能に応じまして、森林を「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」の3区分にすることとしております。各市町村が市町村森林整備計画を立てるとということ

になっておりますが、平成13年度にこの市町村の計画を改正し3区分にしたわけですが、「水土保全林」は1,646万ha、「森林と人との共生林」は328万ha、「資源の循環利用林」は538万haということでございます。これらの区分につきましては、地域住民の意向調査や計画案の公告縦覧といった手続を踏まえまして、森林所有者、関係者、あるいは地域住民の皆さんの意見を反映させた結果、こういう形になっているわけでございます。

下の方に森林の整備の状況についての棒グラフがあります。これまでに間伐、あるいは育成単層林から育成複層林への誘導のための抜き切り、こういったことにより、重視すべき森林の区分に応じた森林の整備が推進されたわけでございます。また、これらを計画的に進めるために、高性能林業機械の導入、あるいは路網の整備といったことも推進されてきたわけでございます。

その結果として「多様な森林の整備」という部分ですけれども、育成単層林が1,033万ha、育成複層林が94万ha、天然生林が1,383万haでございます。基本計画の平成22年の目標では、育成複層林、140万haを目指しているわけですが、まだまだ多様な森林整備への誘導に向けた方策は広く浸透していないことなどから、育成複層林への取組がまだ低位になっています。

次に、資 - 4 ページ、間伐の推進の状況です。平成12年から16年度の5年間で概ね年間30万ha、間伐が行われたわけでございます。これによりまして、機能が良好に保たれている森林の割合はおよそ63%、維持向上されているわけですけれども、左の趨勢値のグラフにありますとおり、やはり適宜に間伐が実施されなければ、育成途中の人工林がおよそ7割という現状がありますので、さらに間伐等の森林の整備が必要となっているということでございます。

森林施業の効率化という部分につきましては資 - 5 ページです。高性能林業機械の導入は非常に増えておりますが、まだまだこれらの機械を使用した素材生産量はおよそ3割にとどまっております。また、路網の整備状況につきましても、目標に対しまして約7割にとどまっております。一方で、一番下の事例にあるとおり、施業を効率的にやって、高性能機械を利用して生産性を上げているというところもあります。全国的なベースでみると、まだまだ整備状況は低調であると考えております。

資 - 6 ページ、森林の保全の状況です。この中で保安林も着実に指定をしてきています。それから、山地災害の防止につきましては、山地災害から保全される森林の面積が、この5年間で年平均52,4千haずつ増加しており、これらのことから平成20年までに周辺の森林

の山地災害防止機能を確保した集落数を、5万2,000集落まで増加させるという当面の目標に対しまして、平成16年度現在、4万9,000集落で、着実に増加している状況でございます。

資 - 7 ページですが、これは山地災害の状況とともに、山地災害危険地区も増加している状況を示しており、流域一体となった治山対策の推進が重要となっているという状況を示した資料でございます。

資 - 8 ページ、森林病虫害等の被害の防止状況です。全国的には松くい虫被害は減少傾向にありますが、真ん中の棒グラフ、折れ線グラフを見ていただきますと、特に東北地方で被害が拡大をしているため、被害先端地域の拡大を防止する必要性があり、また、下の写真にありますとおり、シカなどの野生鳥獣による森林被害につきましても、効果的な防除対策が必要であるという状況になっております。

資 - 9 ページ、優れた自然環境を有する森林の保全についてです。屋久島、知床に代表されます原生的な森林体系からなる自然環境の維持等を目的として保護林の設定が国有林で進められており、一定の成果を上げているところでございます。また、その保護林を連結してネットワーク化しまして、これを「緑の回廊」と称しておりますけれども、これも進められており、平成16年度末現在、19箇所、39万1,000ha設定されております。

以上のような政策効果について事例を交えながら検証したわけですが、これに基づく政策評価の結果につきましては、総合評価書(案)8ページの13「政策評価(検証)の結果」というところでございます。

まず、総論として3つございます。1つ目として、森林に対する国民の期待が高まっており、その要請に応えることが必要だということでございます。2つ目としては、特に地球温暖化防止の観点からいいますと、我が国の温室効果ガス排出量の削減目標である6.0%のうち3.9%を森林吸収源対策で確保することが求められております。必要な森林の整備を着実かつ総合的に推進することが必要であるということです。3つ目としては、森林の整備・保全を社会全体で支える取組が重要であるということでありまして、森林ボランティア活動団体が増えていることもありますが、国民の森林づくり活動への参加を促進することが必要だということでございます。

各論では、森林の整備の推進について、1つ目としては、育成複層林の誘導がまだ低位にとどまっていることで、多様な森林整備を行う対象地についての考え方あるいは技術普及が必要であるということです。また、2つ目としては、健全な森林を育成するために、立地条件に応じた効率的な間伐を実施していくことが必要であるということです。3つ目

としては、効率的な森林施業を推進するために、施業の集約化、まとめる、団地化を進めて立地条件に応じて間伐、育成複層林施業に対応できる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストな作業システムの開発・普及を推進することが必要であるということでございます。

次に、森林の保全について。森林の保全の推進につきましては3つありまして、1つ目として、国有林と民有林を通じた保安林の適切な管理、あるいは総合的な流域で見た保全対策、あるいは緊急性、重要性の高い地区への重点的な対策の推進が必要であるということでございます。2つ目として、先ほど申し上げましたけれども、松くい虫の被害、先端地域において防除を重点的に実施する必要があること、それから野生鳥獣による被害についても効果的な防除対策を進めることが必要であるということでございます。3つ目として、森林生態系からなる自然環境の維持、種の保全や遺伝的な多様性の確保の観点から、引き続き貴重な森林を適切に維持・保全していくことが必要であるということでございます。

以上が今回の森林整備の総合評価の説明です。よろしくお願いいたします。

今村座長 ありがとうございます。

今、林野庁の岡田企画課長から報告されましたように、実績評価、政策手段別評価、森林整備目標の進捗状況の検証、将来展望も含めて、この3つが報告されたわけです。森林・林業の問題は非常に難しいのですが、どうぞ皆さん、忌憚のないご意見あるいはご提言をいただきたいと思っております。どなたからでも結構でございます。

田中委員、どうぞ。

田中委員 ご丁寧なご説明ありがとうございました。

いつも思うのですが、恐らく林家も環境のためにいろいろやっている方も中にはおられるでしょうけれども、やはり経営が成り立つことが一番大事なので、今、利回りはどのくらいになっているのですか。そういうご努力にかかわらず、本当に森林が良くなっているのかどうか。これは岡田課長のところの仕事ではなく、本当に耕地の問題かもしれませんが、未耕作地が林だらけになったり、ここにも書いてあるように、間伐もそんなにやられているとは思えない。企業として見てもなかなか難しく、それこそフリーターなどを動員してでもやらなければしょうがないのではないかと、私は全国を歩いてそういう感じを持っています。

もちろん、整備されている山とそうでない山というのは見るからにわかります。車窓が

らでもわかるし、車で走っていてもわかる。整備されていないところがまだいっぱいある。計画的に間伐しているのだろうが、基本的に林家が企業としてやる気を持ってやっているのかがよくわからない。森林組合の職員がだんだん高齢化しているということも事実だと思います。少なくとも私が知っているところ、郷里の島根県などもそういうことで山が荒れています。一部であればいいのですが、全国的に見ると、今日絵でいろいろ状況が書いてあるけれども、だからといって、抜本的にこれが改善しているとはなかなか思えないわけです。感想です。答えは要りませんが、認識が間違っておれば教えてください。

今村座長 ありがとうございます。

どなたでもどうぞ。長谷川委員。

長谷川委員 ご説明いただいたお話とカテゴリーがちょっと違うかもしれませんが、私、2つの面で考えてみました。森林の整備と、それから材を使うということで考えてみましたが、私が知り得た範囲の情報ですので、もしかしたらちょっと違っているかもしれませんが、それはお許しいただきたいと思います。

整備の方で問題点が3つあると思いました。まず、間伐ができて、その木材を山から出すということが非常に難しいというお話を聞いております。そういうところに対して、例えば山から出すところの費用を直接支払いするというようなことはできないのか。

それから、不在地主の問題が非常に大きくなって、小規模な森林で不在地主がおられ、今、協定や協約で整備を進める場合が多いと聞いているのですが、その調査のリスクがすごく高まっていると聞いております。そういうことに対して対策がとられているのだろうか。

3つ目ですけれども、ボランティアの育成が非常に言われておりますが、林業者の方に見てみると、ボランティアもちょっと困ったもので、実は専門性のあるボランティアを育成してほしいという要望を聞きます。そこはそのとおりだと思います。普通に、ただ関心があって山に入ろうという方ですと、林業者の方がその方々の相手をしなければいけない。それからボランティアを育成することまでやらなければいけないので、それは非常に難しく時間がとられると聞きしましたので、そのあたりの手当てがもう少しあってもいいと思いました。

それから、木材を使うところで言いますと、例えば今、公共施設等に木を使う、国産材を使うことによる補助があると思うのですが、それが施設を建てることには補助金が出て、備品にはつかないのです。ちょっと焦点を変えるともう少し使う範囲が広がるのでは

ないかと思えます。

それから、一昨日、国産材を集成材として使うためにJAS規格の改定があったというご説明を受けましたが、ラベルで消費者に情報を発信することは非常に結構ですが、家を建てる時に消費者が木材のラベルを見ることはほとんどないと思えます。そういう意味でいいますと、消費者に国産の家をアピールするのであれば、もう少し違う広報の仕方、例えばLC・CO²の低い家とか、環境共生住宅みたいな言い方をしないと、単にJASのラベルという話ではないと感じました。

最後ですが、バイオマスの関係で、身近に取り組んでいる方がいらっしゃるのですが、例えばペレットストーブの性能の問題とペレットの供給の問題、どちらもうまくリンクされておらず、モデル的に使うのはいいのですが、ちっとも効果が上がらないというお話を聞きますので、うまくその辺が機能するような基盤整備が必要だろうと思いました。

以上です。

今村座長 ありがとうございます。

そのほか、ございませんか。永石委員どうぞ。

永石委員 いわゆる評価の中で林業経営体・事業体数の増加、これが2,400が2,800、確かに今の状況を見るとやむを得ないかなという気がするのです。ただ、これをやるのは、農業も同じですが、結局産業として成り立たないとかいう人たちが育たないのです。NHKで「まちかど情報室」というのを朝やっており、楽しみに見ているのですけれども、畳をいろいろ工夫をして温泉場で使うとか、あるいは今漆でも着物のデザインとして使えるとか、いろいろな新しい技術で、知恵を出して技術開発をしてきている。国産材を使う場合も、もっと技術開発に対して徹底的に、国産材の値段で付加価値をつけて使えるような仕組みはできないのかという感じがするのです。それぞれの都道府県で、うちの福島県でも林業研究センターなどでいろいろやっていますが、こちらこそスピードが遅いという感じがしているのです。そういう点の取り組みを重点的にできないのかということをお伺いしたいと思います。

今村座長 ありがとうございます。

立花委員、どうぞ。

立花委員 2、3あるのですが、1つは、今気がついたのですけれども、今日ご説明いただいた中で、政策評価の中で、政策の必要性あるいは有効性や効率性、3つぐらい分析の一つの尺度としてあるわけです。私、この必要性というのはちょっと気をつけないとい

けないと思っております。これは産業界でもそうですが、何々するために何々が必要だというのは、その限りにおいては本当で、別に否定しないのですが、逆にその目的を達成するために、その政策で果たして十分なのかどうか、いわゆる必要十分条件というのをこの政策評価のときに考える必要があるわけです。

我々、こういう目的を達成するためにこういうことをやる必要があるんだということは誰も否定しないのですが、その目標を達成するための手段は、それだけが満たされれば実現できるかということ、恐らくそうではないと思います。ですから、必要十分条件の「十分」の方も我々としては目を向けていく必要があるのではないかということ、これは共通していえるのではないかと思います。

2つ目は、我々も、水田と同じように、特殊な、日本的な施業条件が非常に厳しい日本の林地にあった高性能な、多目的な林業機械の開発は非常に大事だと思っています。産業界でも、例えば三菱重工とか、何社かの企業の方々に、もう10年以上前になりますが、ヨーロッパに、山岳林業を行っているオーストリアとかを見に行き、機械の開発ということで、農水省から補助金を得られて導入されたと聞いています。ただ、それはいかんせん農業機械と同じように、小さな規模で持っていてなかなか難しいので、そのときの発想としては、九州から北海道に向けて仕事をする作業集団を少し考えたらどうかということで、一部そんな動きもあるということを知ったことがあります。今日のお話ですと、高性能機械を使用した生産量は3割ということで、まだまだ効率化について限界があることから、これからこの辺をどうやっていくおつもりなのかということが2番目です。

それから、技術開発、木材は植林してから50年、100年で一人前ということですがけれども、バイオの関係で、例えば10年、20年、もちろんパルプ材などについてはかなり促成栽培的な感じであるのしょうけれども、バイオの力を使って、この辺の非常に密度の濃い、虫がいいかもしれませんが、栽培の期間が短くて非常に質のいい木材ができるような技術開発はどの程度進んでいるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

今村座長 合瀬委員、お願いします。

合瀬委員 林業の状況、なかなか厳しいものがあるということは認識した上で意見といいますか、2、3考えるところを言いたいのですが、1つは、最近木材で木のぬくもりとか、温かさとか、スローライフという非常に追い風が吹いているにもかかわらず、なかなか国民、消費者に近いものになっていないのです。本当はもっと国民に使ってもらわなければいけないのですが、国産材の問題が、もちろん産業の問題や、林家の問題ということ

があるのでしょうか、国民・消費者に近いところで語られていないというところに、すごくこの問題が遠い問題のような気がしてならない。

今、農業でも食品産業との連携というか、消費者にアピールするところと一緒にいろいろなことをやっていかなければいけないのですが、その辺のところはどういうふうになっているのか。「木づかい運動」が去年始まったりしているのですが、それがなかなか消費者のところには届いていない。例えば北欧の家具とか、日本人も日本の家具を使えばいいのでしょうか、どちらかという、今センスのいいものということでどうしても北欧の家具の方に行ってしまう。もう少し消費者に近いところの産業との連携というのはどうなっているのでしょうか。そのあたりのところを教えていただければと思います。

田中委員 先生方の意見、私もっともだと思うのですが、ちょっとわからないのは、通常行政が指導しなくても、本当に意味あること、需要があることであれば、民間からいろいろ知恵が出てくるはずなのです。しかも、環境問題もあり、林業がこういう状況であることはみんなわかった上で、なぜそういう知恵が出てこないのか。むしろ立花委員に聞きたいぐらいなのですが、何か林野庁が引っ張らないと本当にだめなのか。そのこと自体、時代おくれのことだと私はいつも思うのです。

それから、山というのは、私も若干山を持っているのですけれども、本当に手入れをして、あたかも我が子のように計画的に管理して何年たったら切って、また植林して、というふうに昔はやっていたものです。木というのは一度植えれば何十年も置いておけばいいものなのか。本当に山の管理、政策でもやっておられるように、一色ではなくて山を多様に維持していく。それは、しかし社会主義の国ではないから、命令でできるわけではなく、森林組合か何かが指導しながらやっているのでしょうか。そういうのも、本当は地域地域によって木の種類も違うので、自分たちの知恵で進んでいかなければいけない。それが行かないのは、昭和30年代に、まだ戦後の焼け野原から、木材がまだ20年ぐらいしかたっていないから住宅に使えない。だから、外国から輸入しなければいけないということで自由化したので今塗炭の苦しみを受けているのですが、今は木は相当大きくなっているはずで

繰り返すようで恐縮ですが、役所が指導しなくても民間の方からそういう知恵が出ないのはどこに問題があるのだろうか。総合的な評価は、そういうあたりも含めて評価するべきではないか。常々思っていることを申し上げただけで、感想めいて申し訳ございませんが、岡田課長がどのように考えておられるのかお聞かせいただきたいと思います。

今村座長 皆さん、それぞれ個性ある質問と意見を言われたのですが、これに対して岡

田課長、どうぞ。

岡田林野庁企画課長 田中委員から利回りのお話がありました。我々非常に採算性が悪いことはわかっておるのですが、林業の実態から言いますと、地域、それぞれの山の持つ状況で全く違うものですから、そういう平均的な姿を示すとかえって成り立たないということにもなりかねない、成り立っているところもあるわけです。そこで幾つかのご質問に答える形で申し上げますと、成り立っているところは、もともときちんと路網整備を続けておられた、投資をかなり早くから始められたところです。

また、最近では、森林所有者の意識が、材価が下がってきて、むしろもう任せてしまいたい、そういう形になってきたところをとらまえて、例えば森林組合が自分のところで全部やってあげるから、あなたの山はこういう状態で、これだけの材があって、もしこれをこういうふうに出せばコストがこのくらいかかりますよと、それぞれの森林ごとにカルテをつくって示し、オープンにして、もうお任せくださいということで森林組合の方に任せてもらい、効率的に林業機械を使って安く間伐なりをやるということで、何とかそこで赤字を出さずにうまく回っているというところも出始めておりますので、そういった動きをさらに進めていくように行政の方でも支援をしていきたいと思っております。

それから、森林所有者が企業として一体成り立っているのかという部分につきましては、家計収入に占める林業収入が6割以上というところは約2,500戸程度であり、1ha以上の森林所有林家というのは100万戸あるわけですが、1%にも満たない。ということは、逆に森林所有者は所得を得るということにとらえるよりも、林業事業体の方がしっかりして、そこが森林所有者の森林を管理していくというところをしっかりと進めていくことの方が今は大変重要になっているのではないかと思います。

それから、長谷川委員の方から、間伐の方の出す経費についてのご質問がございました。間伐をすること自体は森林整備、公益的機能を発揮させるということで国の方で補助を出していますが、今度それに対する経費を出すということになると経済行為になるということで、ここはちょっと区別をさせていただいております。出す経費自体については森林所有者の方で負担をしてもらうということで、補助は出せない。こういう仕分けを原則としてさせていただいております。

それから、先ほど調査リスクと言われたのは、なかなか調査できないということでしょうか。

長谷川委員 時間と人をとられて予算的に大変だというお話を聞いたのですけれども。

岡田林野庁企画課長 不在村の実態についてですね。

長谷川委員 はい。

岡田林野庁企画課長 それはおっしゃるとおりでございます。今森林組合の方でやっていることですが、例えば不在村で東京に出ておられる方に、あなたの森林の状態はこうですよというダイレクトメールを出して、森林施業をきちんとしませんかという働きかけをしております。それはかなりコストもかかっているということは間違いございません。ですから、そのあたり、どうやって低コストでできるか、コストを下げながらやってもらえるかということは課題だと思っております。

いずれにしても、不在村の問題はかなりの面積を占めております。不在村だから全然やっていないというわけではございませんが、一般的には森林施業について意欲が落ちてくるということですので、そういう方についてどう取り組んでいくか。森林組合が一生懸命働きかけをできるかということが課題の一つかと思っております。

それから、ボランティアの育成という部分につきましては、これは自主的なボランティア団体ですので、いろいろな形の団体があっていいと思います。人を育成する部分では、地域毎に違った対応をされているのではないかと思います。森林の技術のインストラクターの団体がありますけれども、そういう方がまさにボランティア的に教えていただいているとか、そういう部分もございます。ボランティア団体の発生自体もいろいろ違いますので、それに応じた仕組みの中で技術を覚えてもらう。それとともに安全性の問題につきましては、行政としてもできるだけ確保できるように支援をしていきたいと思っております。

それから、木材を使うという部分では、都道府県ごとに地域材を使うことについて、補助金を出すとか、あるいは秋田県のように柱材、秋田の乾燥したスギを数十本出すという試みはされております。

それから、これは地方財政措置で手当てをしているわけですが、市町村レベルにおいてもそのところは拡充されており、学校の机を導入する際に地方財政措置を手当てしながら、市町村が導入しやすくなるという手当てもしておりますので、いい事例は我々の方も情報を収集し、お伝えして、各都道府県、市町村の方でも競ってやってもらいたいと思っております。

それから、情報をどう伝えるかというご質問もございました。私はラベリングという部分だけでは済まないだろうと思います。一つの方法としては、大量に、安定的に木材を供給するという以外に、顔が見える木材での家づくりにつきましても我々は支援をしたいと

思っています。どこそこの山の、こういう材であなたの家はつくりますよというところを、従来なら、林家、素材生産業者、製材工場、建築事務所、大工さん、そして消費者という縦の系列なのですが、そういう縦の系列ではなく、林業者の方、大工さん、製材業者さんが一つのグループとしてまとまって、消費者の皆さんに、あなたの家で使う木材はこういうところで、こういうふうにつくっていますよということまで情報を伝えて、顧客の満足度を上げる。消費者の皆さんに情報をよく伝えて、場合によっては、消費者の皆さんを直接山に連れて行って見てもらうという試みもやっております。

こういった様にいかに情報を消費者の皆さんまで、我々林野行政の中では、相手先は住宅メーカーさんに使ってもらう情報提供が中心で、直接消費者の皆さんに向かうチャンスが非常に少ないわけですが、そういった仕組みの中で、消費者の皆さんに木材、あるいは森林というものの情報を伝えていくことを心がけていきたいと思っております。

それから、バイオマスにつきましては、木質バイオマスの供給施設の整備についての補助事業はあるのですが、ペレットをどう安定的に供給していくかという部分は、むしろ地域毎に計画を立てていただくことになると思います。これは単純に補助事業なり、助成してすぐに解決できる問題ではないと思いますが、やはり地域での取組がこの場合大変重要であると思っております。木質バイオマスにつきましては、施設のハードの部分も整備しながら、ソフト面でも、ペレットの製造なり、木材を地域でどういうふうに供給していくか計画というか、そういうソフトづくりについてもいろいろな形でのアドバイスをしていく必要があるのではないかと考えております。

それから、国産材を使う技術、付加価値を高める取組をすべきではないかというご質問、ご意見をいただきました。どういうところに国産材を使えるものがあるのかということをもまず明らかにする必要があると思っておりますが、今現在考えているのは、例えば、マンションの内装材、窓枠の部分、今まで木材が使われていなかった部分で国産材をいかに使えるか。それは技術面でも、相手方の産業界との話し合いもありますが、そういうことを通じながら進めていきたいと思っております。

それから、立花委員から言われました必要性の部分です。これは今回の政策評価でも項目としては、必要性以外に有効性、効率性という項目を掲げております。効率性ということで、実際に目標を達成するために無駄に予算が使われているのではないかとということにならないように、効率的に使っていくという部分を説明するようにしておりますので、こういうところでご指摘の部分についてはお答えをしていきたいと思っております。

それから2つ目のご意見は、森林施業をどうやってうまく展開できるのか、林業をどうやってうまく回していくのかというご質問だったと思います。これは最初に申し上げたところを進めていくのではないかと考えております。

それから、技術開発の部分につきましては、木の性質を利用しながら長期にわたって営まれるので、バイオ技術による育種技術を似せてしても急速に成長するというのはなかなか難しい部分がございます。しかしながら、優良な形質を持った林木の育種や、松くい虫に強いマツ、あるいは無花粉スギなどの部分につきましては、技術開発が大変重要になっているので、そういった面でしっかりと、これは独立行政法人森林総合研究所といったところが中心になって取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

合瀬委員の方から言われた消費者にどのようにアピールをしていくのか、消費者に近いところはないのではないかとのご指摘でございます。これは確かに模索しながらやっている部分がございます。例えば先ほどおっしゃられた「木づかい運動」の中でも、日本ハムの元監督をキャラクターに入れてやっていただいたというの、国民の皆さんの関心をどう引きつけるかということやらせていただいたわけでございます。

ただ、森林環境のイベントなり、幾つか開催されるものがございますが、そういう場面でも森林・林業の大切さといったことをパネルや、あるいは実際に産業展示館で高性能林業機械を持ち込んで、どういう作業をして森林ができているのかということも示すような形で情報提供しております。これからもいろいろな広報宣伝、あるいはマスメディアにどう取り上げてもらえるのかということをよくよく考えてやっていきたいと考えております。

最後に、田中委員からありました、なぜ民間から知恵が出てこないのかということですが、従来は林業が、いわばもうかっていたと申しますか、昭和40年代の頃は、むしろ林家の方が積極的に投資を行いました

もちろん民間でできない部分ではないわけですが、材価が下がった中でどうやって今の状況を切り抜けていくかが現下の課題だと思っております。それにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、関心の薄い森林所有者をどう囲い込んで、事業者の方で今後効率的に整備をする、あるいは林業として、整備の対象の森林として向かわせるかというのが一番重要な課題ではないかと考えております。

以上です。

今村座長 ありがとうございます。

もう約束の時間が迫ってきておりますが、森林とか林業の問題というのは、農業とかほかの産業などと比べて時間軸という問題と、空間軸の問題と、両方の視点をしっかり踏まえないと、また違うのです。しかし、そうは言いながら、当面いろいろと迫られる問題にどう対処するかというのは非常に難しい。今から50年前は木材様様の時代だったのに、今はこうなっている。しかし、木は用材として育つには50年、60年かかるわけですから、50年、60年あるいは100年先を見ながらという中で、1年、来年、再来年という問題もあります。

それから、空間軸というのは、日本の国内の空間、知床から大隅に至るまでありますけれども、そういうことだけではなくて五大陸で森林資源、あるいは緑資源、どうなっているのか、将来どうなるのかということを考え出すと、非常に違う尺度で考えなければいけない。そういう中で林業や木材産業についての政策をどうするのかというのは非常に難しいということがあるわけです。感想だけでございますけれども、そういうことを思いながら時間が来てしまいました。

最後になりましたけれども、次回以降のスケジュール、今日、消化不良だったところもやれるようですから、そのことも含めてお願いいたします。

平形調査官 資料3をご覧いただきたいと思います。次回以降のスケジュールでございますが、今回は6月9日、本日の残りの5局庁、それから部の実績評価と手段別評価についてご意見をいただきまして、それをまとめまして、6月29日で本日の3局庁分、それから6月9日の5局庁分を含めて実績評価、政策手段別評価の全体についてももう一度意見交換という機会を設けさせていただきたいと思います。

それから、平成18年度の政策評価に向けた目標設定に関して、8月上旬に意見交換を持たせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、若干補足になるのですが、立花委員からおっしゃられました「必要性」と「十分性」についてですが、「必要性」については政策の目的が国民だとか社会のニーズに照らして妥当かどうか。特に民間とか地方との関係で国がやる必要があるのかどうかということが必要性の方で見ているところでございまして、そういうふうに出カムの目標を立てた中で、アウトカムの目標にきちんと効果が得られているかどうかというのは有効性で見る。ですから、おっしゃられている「十分性」というのは、多分有効性に当たるのだろうなと思っております。それが有効であったとしても、金がかかり過ぎているのではないかと、もっと別にやり方があるのではないかとするのは効率性というところを見た

いと思っておりますので、そのような切り口で評価をしているところでございます。

以上でございます。

今村座長 ありがとうございます。

3 . 閉会

今村座長 それでは、本日の議論はこれで終わりたいと思います。

なお、毎回のことでありますけれども、政策評価会に提出された資料は農林水産省のホームページにより直ちに公表されることとなります。また、会議の議事録につきましては、委員の皆様にご点検、ご確認いただいた上で、発言者の氏名とともに公表することになっておりますので、よろしくご了承いただきたいと思います。

それでは、本日は大変熱心なご議論、ありがとうございました。これで終わります。